	する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第五十二条の六十一の十二
［略］	［略］
銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十一の十二
［略］	［略］

別表第三（第五条関係）

協同組合による金融事業に関する法律	第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び同法第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
［略］	［略］

	用する同法第五十二条の二の六第一項及び第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第五十二条の四十九
［同上］	［同上］
銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
［同上］	［同上］

別表第三（第五条関係）

協同組合による金融事業に関する法律	第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び同法第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
［同上］	［同上］

信用金庫法	第八十九条第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十一の十二
［略］	［略］
銀行法	第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十一の十二
［略］	［略］

別表第四（第八条関係）

協同組合による金融事業に関する法律	第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項
［略］	［略］

信用金庫法	第八十九条第三項又は第五項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
［同上］	［同上］
銀行法	第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
［同上］	［同上］

別表第四（第八条関係）

協同組合による金融事業に関する法律	第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）及び第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）
［同上］	［同上］